

観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光の「稼ぐ力」の向上、観光地域の高付加価値化を図るため、第2条に定める要件に該当するものに対し、予算の範囲内において観光地域高付加価値化促進支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、民間事業者、観光関連団体（DMO、観光協会等）、その他知事が認める者とする。

2 前項で規定する補助事業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 代表者、役員又は従業員等が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、DMOや観光協会等と連携した取組であり、地域の複数の観光素材を組み合わせた、ストーリー性のある地域特性を生かした高付加価値な観光コンテンツの造成に資する事業とする（ハード整備事業を除く。）。

(補助金の交付対象経費及び交付限度額等)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条第1項に規定する交付対象事業に要する経費であって、次のとおりとする。

補助対象経費	内 容
報 償 費	事業実施のために指導等を行う外部専門家への謝金等
人 件 費	事業実施のために必要な人件費（市町村職員の人件費は除く）
旅 費	事業実施のために必要な旅費
需 用 費	事業実施のために必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く）
役 務 費	事業実施のために必要な通信費及び保険料等
委 託 料	事業者が直接実施できない業務（データ解析や研究開発等）を委託する場合の経費
使用料及び賃借料	事業実施のために必要な施設使用料等
備 品 購 入 費	事業実施のために必要な機器等の購入費等
そ の 他	その他、知事が特に必要と認める経費

- 2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付限度額は、1補助事業者につき5,000千円を上限とする。
- 4 補助金の対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間（補助対象期間）は、第8条に規定する交付決定の日から知事が別に定める日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書（申請日以前3か月以前のもの）
- (4) 事業内容が確認できる関係資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、その収支状況を明らかにしておかねばならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収入及び支出に係る預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うこととする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 第1項の規定に基づく交付の決定に当たり、第6条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由については、次に定めるとおりとする。

- (1) 交付決定金額の3割を超える減額変更
- (2) 補助目的及び補助事業の実施に影響を及ぼす大幅な変更

2 事業規模の縮小により、交付決定金額の減額を伴う事業内容の変更があった場合は、別記第6号様式に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、交付決定金額の変更を伴わない軽微な事業内容の変更についてはこの限りでない。

- (1) 変更計画書（別記第 7 号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第 8 号様式）
- (3) 変更内容が確認できる関係資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、補助金変更交付決定通知書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、補助金の交付を受けるまでとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、別記第 10 号様式によるものとし、同項の規定により当該報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（別記第 11 号様式）
- (2) 報告書（任意様式）
- (3) 収支精算書（別記第 12 号様式）
- (4) 事業に要した費用の請求書並びに領収書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）から 10 日以内又は事業終了日のいずれか早い日までとし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第 13 号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 規則第 16 条第 1 項の補助金交付請求書は、別記第 14 号様式によるものとする。

2 この補助金は、交付決定額の 10 分の 5 以内の額を概算払により交付することができるものとする。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払申請書は、別記第 15 号様式によるものとする。

4 規則第 16 条の規定により添付すべき書類は、通帳の写しとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 14 条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第 2 条第 1 項の規定に該当しないことが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第 12 条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 同条第 1 項に基づく交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（別記第 16 号様式）により補助事業者にも速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者にも通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(検査等)

第 16 条 知事は、補助事業の適切な執行を図るため必要があると認めるときは、職員に補助事業者の帳簿、書類その他物件等を検査させることができる。

(取得財産の管理及び処分制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した交付対象物を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加したと知事が認める交付対象物を、ほかの用途に使用、譲渡、交換、貸付、又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（別記第 17 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を行った場合は、取得財産処分承認通知書（別記第 18 号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者が取得財産等を処分したことにより、収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 5 第 2 項の承認が必要な財産は、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円以上の財産であつて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過していないものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書（別記第 19 号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 所在地 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、観光地域高付加価値化促進支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第3条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付申請額 円

3 補助事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 誓約書（別紙1）
- (2) 事業実施体制（別紙2）
- (3) 団体に関する調書（別紙3）
- (4) 事業計画書（別記第2号様式）
- (5) 収支予算書（別記第3号様式）
- (6) 「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書（申請日以前3か月以前に発行されたもの。地域振興局・支庁が発行したもの。）
- (7) 事業内容が確認できる関係資料（企画書、委託仕様書、見積書の写し等）
- (8) 事業実施体制に含まれるDMO、観光協会、その他観光地域づくりを担う法人・団体が策定した観光振興に関する計画。（当該計画がある場合に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

申請者は、観光地域高付加価値化促進支援事業における補助金の交付の申請に当たり、下記の事項についてすべてを誓約し、同意します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

※☒ このようにチェックを入れてください。

- ☐ 申請する事業は、県が実施する他の補助事業等において補助を受けている又は補助を受ける予定の事業ではありません。
- ☐ 県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 申請書類等に虚偽や不正等が判明したときは、補助金の返還及び交付を受けた施設名などの情報を公表されることに同意します。
- ☐ 申請に記載された内容について、国及び地方公共団体から依頼があった場合並びに県の他の業務で利用する必要がある場合、提供することに同意します。
- ☐ 申請者は、自己又は自社の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者が、当社及び全ての構成員の経営に参画していません。
- ☐ 県税のすべての税目において、未納はありません。
- ☐ 鹿児島県の指定する期日までに物品の購入又は事業が完了しなかった場合には、本補助事業の対象とならないことを承諾します。
- ☐ 交付要綱の規定を順守し、実績報告をはじめ、補助金額の確定のために必要な書類等について、遅延なく提出します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名
施 設 名

事業実施体制

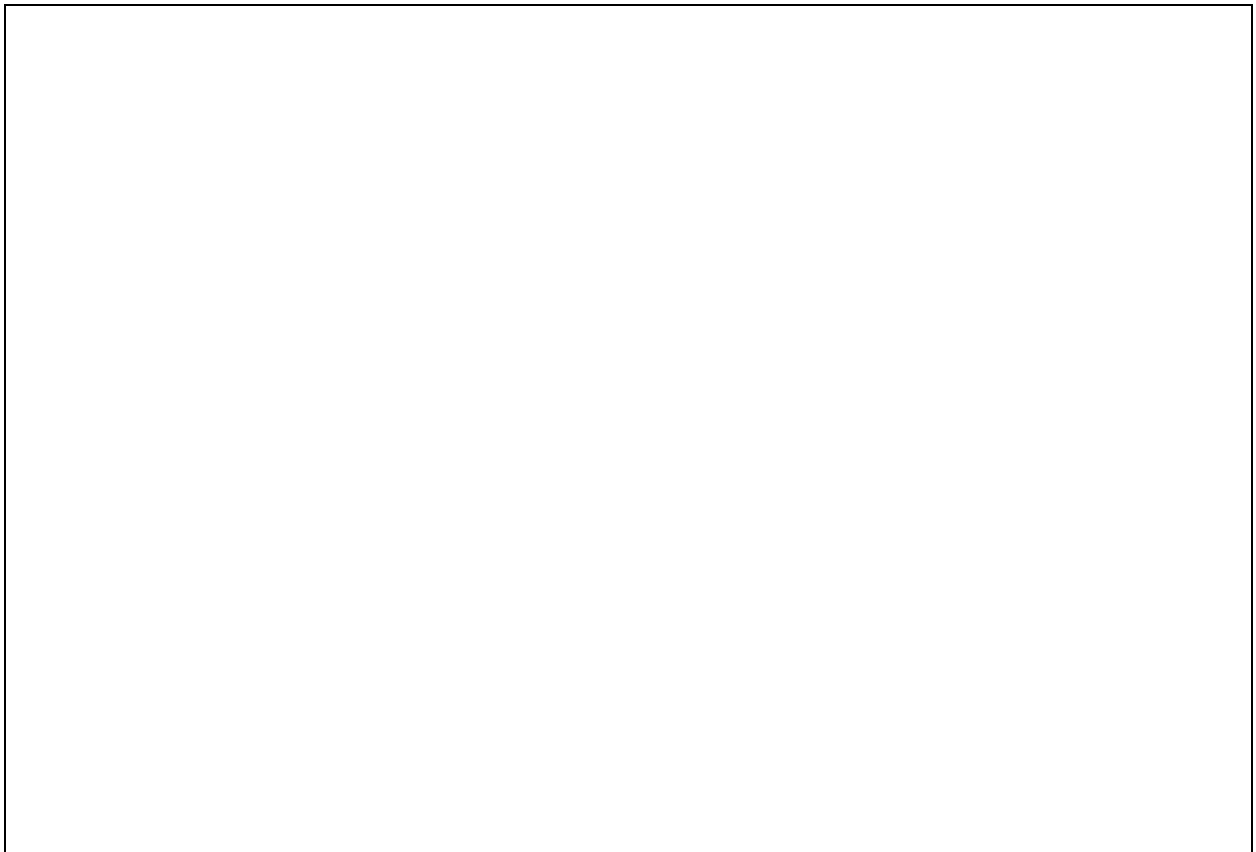
1 各構成団体の役割

構成団体名	主な業務
	電 話 : E-mail :
	電 話 : E-mail :
	電 話 : E-mail :
	電 話 : E-mail :
	電 話 : E-mail :

※ DMO又は観光協会等（観光地域づくりを担う法人・団体を含む）の参画を必須とする。

※ 申請者以外の構成団体が代表団体、事業実施責任団体又は経理責任団体の役割を担う場合は、その旨を「主な業務」欄に記載してください。（必要に応じて、行を追加・削除してください。）

2 体制図



※ 各団体の役割や資金の流れが分かるように体制図を作成すること。なお、本様式に代えて任意様式による提出も認める。

団体に関する調書

団体名		
団体の所在地		〒
代表者名（職・氏名）		
設立年月日		
団体の目的		
団体の種類及び根拠法令 ※ 2		
主な活動地域		
これまでの活動内容		
連絡先	氏 名 し めい	
	電 話	
	E-mail	
備 考		

※ 1 複数の団体で構成される場合は、市町村を除き、構成団体ごとに本調書を作成すること。

※ 2 団体の種類及び根拠法令には、財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）、NPO法人（特定非営利活動法人活動促進法）、株式会社（会社法）などを記入すること。

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

事業名			
実施 主体	名称		
	上記の構成員 （団体）		
	連絡先	氏 名	
		住 所	
		電 話	
		E-mail	
コアターゲット			
事業概要 ※目標と達成に向けた取組			
地域の現状・課題と 実施計画に至った背景 （分析根拠含む）			

事業内容 (スケジュールに沿って記載)					
DMO、観光協会等の 計画・取組との整合性 (本事業との関連性、事業により期待される効果及び計画目標への貢献等を記載)		【関連する計画・取組】			
事業の新規性・先駆性・独自性 (確立を目指す付加価値など他の観光地との差別化)					
目標達成に向けた具体的な目標 (K P I)					
		目標項目	目標値 (本年度)	実績値	目標値 (年目)
次年度以降の取組	補助金を活用し事業を実施する年を1年目とし、3年目までの取組は必ず記載。4年目以降は、事業を発展させる取組がある場合に記載すること。				
	2年目				
	3年目				
	4年目以降				
備 考					

※ 事業内容が確認できる資料等を添付してください。

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入

区 分	内 訳	金額（円）	備 考
県補助金申請額			
自 己 資 金			
事 業 収 入			
そ の 他 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出

区 分	内 訳	税抜金額（円）	備 考
報 償 費			
人 件 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料 等			
備 品 購 入 費			
そ の 他			
補 助 対 象 経 費	小 計		
補 助 対 象 外 経 費	小 計		
合 計			

- ※ 全て消費税抜き（小数点以下は切り捨ててください）で計上してください。
 なお、免税事業者・簡易課税事業者は、税込金額で計上することもできます。
 ※ 積算根拠を添付してください。

3 関係書類

経理用の通帳写し（銀行名、支店名、口座名、口座番号等が確認できるもの）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に係る中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付申請した令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金における事業について、下記のとおり中止・廃止するので申請します。

記

申 請 年 月 日	年 月 日
交 付 申 請 額 又 は 交 付 決 定 額	円
中 止 （ 廃 止 ） の 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日（予定）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金については、補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、その収支状況を明らかにしておかねばならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収入及び支出に係る預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業変更申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由

〔添付書類〕

- (1) 変更計画書（別記様式第7号）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第8号）
- (3) 変更内容が確認できる関係資料（企画書、委託仕様書、見積書の写し等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

※変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 7 号様式（第 9 条関係）

変更計画書

事業名			
実施 主体	名称		
	上記の構成員 (団体)		
	連絡先	氏 名	
		住 所	
		電 話	
		E-mail	
	コアターゲット		
事業概要 ※目標と達成に向けた取組			
地域の現状・課題と 実施計画に至った背景 (分析根拠含む)			

事業内容 (スケジュールに沿って記載)					
DMO、観光協会等の 計画・取組との整合性 (本事業との関連性、事業により期待される効果及び計画目標への貢献等を記載)		【関連する計画・取組】			
事業の新規性・先駆性・独自性 (確立を目指す付加価値など他の観光地との差別化)					
目標達成に向けた具体的な目標 (K P I)					
		目標項目	目標値 (本年度)	実績値	目標値 (年目)
次年度以降の取組	補助金を活用し事業を実施する年を1年目とし、3年目までの取組は必ず記載。4年目以降は、事業を発展させる取組がある場合に記載すること。				
	2年目				
	3年目				
	4年目以降				
備 考					

※ 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第8号様式（第9条関係）

変更収支予算書

1 収入

区 分	内 訳	金額（円）	備 考
県補助金申請額			
自 己 資 金			
事 業 収 入			
そ の 他 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出

区 分	内 訳	税抜金額（円）	備 考
報 償 費			
人 件 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料 等			
備 品 購 入 費		pp	
そ の 他			
補 助 対 象 経 費	小 計		
補 助 対 象 外 経 費	小 計		
合 計			

- ※ 全て消費税抜き（小数点以下は切り捨ててください）で計上してください。
 なお、免税事業者・簡易課税事業者は、税込金額で計上することもできます。
- ※ 積算根拠を添付してください。
- ※ 変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、その収支状況を明らかにしておかねばならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収入及び支出に係る預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の明細が分かる証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 補助金の額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業実績書（別記第 11 号様式）
- (2) 報告書（様式任意）
- (3) 収支精算書（別記第 12 号様式）
- (4) 事業に要した費用の請求書並びに領収書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（注）補助対象経費及び補助金額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

第 11 号様式（第 11 条関係）

事業実績書

事業名	
期 間	開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日
コアターゲット	
事業概要 ※目標と達成に向けた取組	
今年度の実施内容 (スケジュールに沿って記載)	
どのような成果・効果が 得られたか	
どのように次年度以降行政等からの補助金等に頼らず、自走化していくか (財源、実施体制を含めて)	

- ※ 1 補助事業実施の様子が分かる写真や資料等を添付すること。
- ※ 2 なるべく具体的に記載し、枠が足りない場合は行を追加して記載すること。
- ※ 3 本事業実績書に加えて任意様式の提出も可能とする。
- ※ 4 県における個人情報の取扱について、この報告書の提出に伴い収集した個人情報については、鹿児島県個人情報保護条例に基づき適正に管理し、令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金の事務のためにのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

第 12 号様式（第 11 条関係）

収支精算書

1 収入

区 分	内 訳	金額（円）	備 考
県補助金申請額			
自 己 資 金			
事 業 収 入			
そ の 他 補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出

区 分	内 訳	税抜金額（円）	備 考
報 償 費			
人 件 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使 用 料 等			
備 品 購 入 費			
そ の 他			
補 助 対 象 経 費	小 計		
補 助 対 象 外 経 費	小 計		
合 計			

3 関係書類

事業実施に要した費用の帳簿及び通帳等の写し

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進
支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記の
とおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	円
前 回 ま で の 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
未 請 求 額	円

預金口座番号
(金融機関名) 銀行 本・支店 当座
普通

(カナ)
預金口座名義人

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金について、鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事 業 費	円
補 助 金	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 申 請 額	円
残 額	円

2 概算払を必要とする理由

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鹿児島県補助金等交付規則第 9 条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 17 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、鹿児島県補助金等交付規則第 21 条及び観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 処分する財産

- (1) 品 目
- (2) 取 得 年 月 日
- (3) 取得価格及び時価

2 処分の方法

3 処分の相手方

- (1) 住 所
- (2) 氏名又は名称

4 処分の理由

第 18 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に係る取得財産処分
承認通知書

年 月 日付けで申請のあった観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に
より取得した財産については、下記のとおり承認したので、観光地域高付加価値化促
進支援事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 処分を承認する財産

- (1) 品 目
- (2) 取 得 年 月 日
- (3) 取得価格及び時価

2 処分の方法

3 処分の相手方

- (1) 住 所
- (2) 氏名又は名称

4 納付金額

第 19 号様式（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所 〒

名 称

代表者名

令和 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金に係る取得財産処分
消費税等の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和 年度観光地域高付
加価値化促進支援事業補助金について、観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交
付要綱第 18 条第 1 項の規定により、報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額（A） | 円 |
| 3 | 消費税等の額の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額（B） | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（A－B） | 円 |